

令和3年12月24日から令和4年 1月31日

(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

大阪府の要請が発表されました。

ゴールドステッカー取得のまだな方はお急ぎください。

令和3年12月27日

大阪府料理業生活衛生同業組合

飲食店等への要請


施設	要請内容	
飲食店等	ゴールドステッカー認証店	その他の店舗
	同一テーブル4人以内 (5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること)	同一グループ・同一テーブル4人以内(5人以上の入店案内は控えること)

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること

感染防止認証ゴールドステッカー 制度概要 参考

概要	感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。
対象	飲食店(但し、テイクアウト等を除く)
認証基準	以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要 (例) ・アクリル板等の設置(座席間隔の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底、CO2センサーの設置 ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨 ・コロナ対策リーダーの設置 等
問合せ	感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター(開設中) 電話番号: 06-7178-1371 開設時間: 平日9時30分~17時30分



●府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底
- 会食を行う際は、4ルールに留意すること
 - ・同一テーブル4人以内^{※1}
 - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・2時間程度以内での飲食
 - ・マスク会食^{※2}の徹底
- ※1 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
- ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 特に、クリスマスや忘年会、新年会や成人式前後の懇親会など、多人数が集まる場合は、上記のルールを徹底
- 感染不安を感じる無症状者は、検査を受診すること

食 第 2834 号
令和3年12月24日

大阪府料理業生活衛生同業組合 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

12月22日、令和4年1月1日以降の府民等への要請等をお知らせしたところですが、12月23日、国において「感染拡大傾向時の一般検査事業」に関し、オミクロン株に対する特別対策として、感染状況がレベル2（大阪モデル黄色信号相当）に達していない状況においても、都道府県知事の判断により府民への検査要請が可能となる方向性が示されました。

これを受け、本府においても、オミクロン株の市中感染が発生していることから、12月23日、第63回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、令和3年12月24日から令和4年1月31日までの間、府民に対し、感染不安を感じる無症状者は、検査を受診することを呼びかけること等の要請を決定いたしました。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体（社）内へ周知についてもご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添資料1 府民等への要請

（昨日から変更・追加した事項）

- ・ 開始時期 12月24日～
- ・ 府民への呼びかけに「感染不安を感じる無症状者は、検査を受診すること」等を追記

（ご参考）

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/63kaigi.html

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

本通知について

生活衛生室食の安全推進課

門脇・高橋（内線 2561）

上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム

柴田・工藤・細谷（内線 4947、4948）